「とちぎ結婚サポーター」規約

とちぎ未来クラブ（以下「未来クラブ」という。）は、結婚を応援する気運づくりへ参加する「とちぎ結婚サポーター」（以下「サポーター」という。）について、次のとおり規約（以下「本規約」という。）を定める。

１ サポーターの要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

① 結婚を応援する気持ちのある者や結婚に対して前向きに活動している者であること

② 栃木県内に居住又は通勤・通学していること

③ 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第２条第１号に規定する暴力団関係者でないこと

２ サポーターの実施する活動例

サポーターは、立場や状況に応じて、可能な範囲で次のような活動を行うものとする。

① 周囲の友人や従業員等の結婚に関する悩みを聞く、相談相手になる。

② 結婚支援情報（とちぎ結婚支援センターの交流イベント情報等）を企業・団体内や交友範囲等に展開する。

③ 出会いの機会につながる交流イベント等を開催又は協力する。

なお、未来クラブへの活動報告は不要とする。

３ 会員証の発行

未来クラブは、サポーターの会員証として、とちぎ結婚応援カード（以下「結婚カード」という。）を発行する。なお、結婚カードの取扱いについては、「とちぎ結婚応援カード事業 実施要綱」で別に定めるものとする。

４ 登録方法及び会員証の表示方法等

（１）登録方法

LINE 公式アカウント「栃木県」（以下「県公式 LINE」という。）のリッチメニュー内にある「カードを取得する（とちぎ結婚サポーターになる）」から登録を行う。なお、登録情報は、年代、性別、居住地又は通勤・通学先（いずれも市町名まで）、職業、婚姻の有無とする。なお、登録料は不要とする。

（２）会員証の表示方法

県公式 LINE のリッチメニュー内にある「とちマリカードを表示する」を押下すると、

会員証である結婚カードがトーク画面に表示される。

（３）会員証の有効期間

登録日から５年間とする。なお、更新を可能とし、更新を行う場合は（１）のとおり再度登録を行うこととする。

（４）登録情報の確認方法

（２）でトーク画面に表示された結婚カードを押下すると、トーク画面に登録情報が表示される。

（５）登録情報の取扱い

未来クラブは、登録時の審査は行わないものとする。なお、「LINE 公式アカウント「栃木県」における個人情報保護方針（個人情報の取扱い）」に基づき、登録情報は適切に管理することとする。

５　旅費日当等

サポーター活動はボランティアとし、旅費日当等は支給しない。

６　留意事項

サポーターは活動を実施するに当たって、次の事項に留意するものとする。

① 本人の意思を尊重し、結婚に関する考え方や価値観を一方的に押しつけないこと
※ハラスメントとならないよう別紙の内容について十分留意すること。

② プライバシーの保護等、保有個人情報の管理等に十分留意すること。

③ サポーターとして知り得た秘密を他に漏らさないこと。

④ 営利を目的とした活動を行わないこと。

⑤ 宗教活動や政治活動を行わないこと。

⑥ その他、本制度の趣旨に反し、サポーターとして不適切と認められる行為を行わないこと。

７　規約の変更

未来クラブは、利用者への事前通知及び承諾なく、本規約を随時変更できるものとする。

附 則

この規約は、令和８年１０月１９日から施行する。

（別紙）

ハラスメント等に係る留意事項

とちぎ結婚サポーターは活動を進めるに当たり、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント（以下、併せて「ハラスメント」という。）が発生しないよう十分留意することとする。

１．ハラスメントに該当し得る言動例

・恋愛経験や交際相手の有無について、しつこく質問を繰り返す。

・結婚しない理由を尋ねる。

・出会いイベントに強制的に参加させる。

・出会いイベントの結果等について、しつこく尋ねる。

・出会いイベントに参加していることを周囲に言いふらしたり、からかいの対象としたりする。

２．結婚支援に係るコミュニケーションのポイント

・他の者がいる前では話さない。
（ただし、個別に話した場合でも圧迫感を感じさせたり、発言を強要させたりしないよう注意が必要。）

・興味本位で発言しない。

・消極的な反応を示した場合は、それ以上踏み込まない。